

産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）
における高圧ガス保安法施行事務のための公印取扱要領

平成17年 4月 1日

経済産業省原子力安全・保安院長

産業保安監督部における「高圧ガス保安法第39条の規定による緊急措置等に関する経済産業局長への事務の委任の廃止、当該事務の産業保安監督部長への委任等について（平成17年4月1日付け平成17・03・02原第1号）」において、保管される経済産業大臣の公印（高圧ガス保安法専用）（以下「公印」という。）の取扱いを下記のように定める。

記

（適用範囲）

1. 公印の取扱いについては、経済産業省公印取扱規程によるほか、この要領の定めるところによる。

（使用目的）

2. 公印の使用は、次の事務に限るものとする。
 - （1）高圧ガス保安法第62条第6項の規定による証票に関する事務
 - （2）高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成3年法律第107号）附則第4条に規定する容器証明書の再交付に関する事務

（報告）

3. 産業保安監督部長は、公印を盗まれ、又は紛失・損傷したときは、速やかに原子力安全・保安院長及び大臣官房情報システム厚生課長にその旨報告しなければならない。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

経済産業省

官 印 省 略
平成17・03・02原第1号
平成17年 4月 1日

各産業保安監督部長及び支部長 殿

経済産業大臣

高圧ガス保安法第39条の規定による緊急措置等に関する事務の委任について

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の規定に基づく経済産業大臣の権限に係る事務のうち、下記の事務に係るもので貴部の管轄区域内に係るものについては、平成17年4月1日以降貴職限りで処理されたい（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）。

また、下記の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「産業保安監督部における高圧ガス保安法の施行に伴う公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、別途原子力安全・保安院長が定める事務処理要領により処理されたい。

記

1. 法の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの。
 - (1) 法第39条の規定による緊急措置に関すること。
 - (2) 産業保安監督部職員に対する法第62条第6項に規定する証票の交付に関すること。
 - (3) 経済産業大臣の承認等に係る次表に示す事項に関する業務のうち、申請書の受理に関すること。
2. 内容積が500リットルを超える容器に関する事務のうち、次に掲げるもの。
 - (1) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成3年法律第107号。以下「改正法」という。）による改正前の高圧ガス取締法第45条第3項の規定による容器証明書の再交付に関すること。（改正法附則第4条関係）
 - (2) 改正法による改正前の高圧ガス取締法第55条及び附則第5条の規定による容器証明書の返納に関すること。（改正法附則第5条関係）

番号	事項	該当条項
1	輸入試験者の承認（試験方法を含む。）	一般 4 5 の 3 L P 4 5 の 3 冷凍 3 1 の 3
2	地下埋設地域指定	L P 6 - 1 - 四
3	危険のおそれのない場合の特則	一般 9 9 コン 5 4 L P 9 7 冷凍 6 9
4	製造保安責任者を選任する必要のない試験研究機関の承認	一般 9 9 コン 5 4 L P 9 7 冷凍 6 9
5	容器の加工基準の特則	容器 2 1
6	容器再検査及び附属品再検査の規格の特則	容器 2 6 - 5 容器 2 9 - 2

備考 この表において「一般」は一般高圧ガス保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号）を、「L P」は液化石油ガス保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 2 号）を、「冷凍」は冷凍保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 1 号）を、「容器」は容器保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 0 号）を、「コン」はコンビナート等保安規則（昭和 6 1 年通商産業省令第 8 8 号）を表す。

該当条文の数字の読み方は、次の例による。

「7 8 - 1 - 五」：第 7 8 条第 1 項第 5 号